

小野東小学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月改訂

小野市いじめ等防止条例の基本方針

【基本理念】 いじめ等のない明るく住みよい社会の創造
～あらゆるいじめのないハートフルシティおの～

【基本目標】

いじめ等の実態を知る

いじめ等をなくす人づくり

いじめ等をなくす気運づくり

いじめ等解決の仕組みづくり

【基本課題】

アンケート調査の実施
あらゆる機会での情報収集

自己肯定感を育む関係づくり

互いの違いを尊重する心を育み
実践する教育の実現

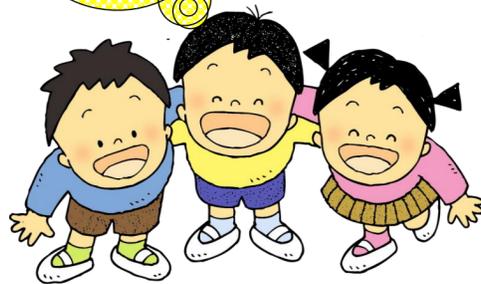
小野市いじめ等防止条例の周知

いじめ等防止の啓発

いじめ等相談体制の強化

関係機関との連携の強化

みんなでつくろう！
いじめのない
誰もが楽しい小野東小学校を



小野東小学校の基本方針

【基本理念】 ひとりひとりが命の大切さを知り、互いに認め合い、高め合う子の育成

【基本計画】 ◎重点課題

I いじめをうまない土壌づくり、人づくり(未然防止)

- ①人権教育の充実
- ②道徳教育の充実
- ③体験教育の充実
- ④特別活動の充実

II 早期発見、早期解決

- ①日々の観察
- ②観察の視点
- ③日記や連絡帳、生活ノートの活用
- ④教育相談(学校カウンセリング)の実施
- ⑤いじめ実態調査アンケート

III 早期の適切な対応

- ①正確な実態把握
- ②指導体制、方針決定
- ③指導・支援
- ④保護者との連携

IV ネット上のいじめへの対応

- ①啓発・研修
- ②早期発見と早期対応

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①校内『いじめ防止対策委員会』の設置
- ②いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
- ③相談体制やカウンセリング体制の充実

【具体的な取組】

I いじめをうまない土壌づくり、人づくり(未然防止)

- ①「いのちの週間」を通して、かけがえのない命への意識を高め合う。
- ②相手の立場に立って悩みを共感し合う学級経営。
- ③行き過ぎた行為を正す良心の育成。
- ④コミュニケーション活動を重視した授業研究の充実。
- ⑤『小野市いじめ等防止条例』の周知徹底を図る。
インターネットの使い方のルールやモラルについて啓発を行う。

II 早期発見、早期解決

- ①休み時間や昼休み等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。
- ②担任を中心に、教職員は、子どもたちが形成するグループやその人間関係の把握に努める。
- ③日記や連絡帳、生活ノートの活用。
- ④定期的な教育相談期間の設置、全校生を対象とした教育相談の実施。
- ⑤生活アンケート・定期的ないじめ調査アンケートを実施する(年間5回)

III 早期の適切な対応

- ①当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ②・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。※『小野市いじめ等防止条例に係る報告書』を活用する。
・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
・教育委員会、関係機関との連絡調整を行い指導体制、方針決定する。
- ③「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ④保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

IV ネット上のいじめへの対応

- ①ネット使用のルールについて、講習会や授業を行う。
- ②機器の使用に関しての保護者への啓発活動の充実。
- ③場合によっては、警察やプロバイダーと連携して対応する。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①いじめ防止対策委員会(校長・教頭・生徒指導担当・学年主任・養護教諭・学級担任・関係教諭・部活動顧問・SC(スクールカウンセラー))を設置し、いじめ問題に対する調査、対応、体制作りを行う。※ケースによっては、警察、県教委学校支援チーム、小野市の福祉部局もメンバーに加える。
- ②いじめ全体指導計画を策定する。
・児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ③スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。
・カウンセリングマインド研修を実施し、教師のカウンセリング技量の向上を図る。